

道路特定財源の暫定税率期限切れに対する意見

社団法人長崎県建設業協会

道路特定財源における暫定税率の期限が切れたことにより、これを前提に予算を編成している国及び地方自治体は、予定していた道路事業の一部を凍結せざるを得ない状況に陥っております。

本県においても、道路関係の75%の予算執行を原則保留することが決定されており、既に発注している工事や維持補修等緊急を要するものを除き、ほとんどの道路関係工事の実施が出来ない状況となっております。

公共事業の執行が出来ないということは、単に予定されている道路建設事業が遅れるというばかりではなく、地域の経済・雇用確保に深刻な影響を与えることにもなります。

特に、離島地域においては、公共事業に関連する建設・資材・運輸等の業種によって経済活動が成り立っていると言っても過言ではなく、また、これらの業種によって雇用の場が確保され、人口の流出にも何とか歯止めがかかっているのが現状です。

このような状況下で暫定税率が廃止されるということは、本県予算で473億円もの執行に目処が立たなくなり、このことは、道路の建設・維持が出来なくなるばかりではなく、県財政に多大の支障を来し、県内経済の活性化、県民の安全・安心の確保、福祉・教育等各方面へ深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない事態を招くことが懸念され、社会不安を惹起することとなります。

本県の経済沈滞化を防ぐとともに、雇用の確保を維持し、更には県民の不安を払拭するため、暫定税率失効の長期化・廃止は断固として拒否すべきであり、私ども長崎県建設業協会は、関連団体との強い連携のもと、暫定税率維持について運動を展開してまいりますので、会員各位におかれても、機会を捉え現状を国政へ訴えていただくようお願い申し上げます。